

平成21年度 第5回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年11月12日(木)

新宿区 区長室 区政情報課

午後 2時00分開会

【会長】 それでは平成21年度第5回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。資料について、事務局のほうからご説明をお願いします。

【区政情報課長】 事務局の区政情報課長です。

今回、事前にお配りしました資料は、本日の次第、それから資料43の2「地上デジタル放送移行支援業務の個人情報を受託業者の営業活動に使用されないための対策について」から資料53の「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る受託事業者への立入調査について」までとなっております。

なお、本日机上配布の資料といたしましては、変更後の次第という形になってございます。

それから、議事の順番でございますが、資料52と資料53につきまして、説明者の都合で説明の順序を前に持ってこさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、2番目に予定しております資料43「地上デジタル放送移行支援業務委託について」の報告は、資料43の2「地上デジタル放送移行支援業務の個人情報を受託業者の営業活動に使用されないための対策について」によりご説明をさせていただきます。

資料については説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、学校イントラネットの昨年度の第8回審議会でご承認をいただいております「学校イントラネットシステムの構築について」の具体的な内容、そちらにつきましては、次回1月20日開催の本審議会でご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。資料のほう、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って審議を進めさせていただきます。

最初は、資料52「木造住宅等耐震化促進モデル地区調査業務委託について」でございます。どうぞご説明よろしくお願いいたします。

【地域整備課長】 よろしく申し上げます。それでは、「木造住宅等耐震化促進モデル地区調査業務委託について」、2枚目の事業の概要でご説明をさせていただきます。

目的でございますが、木造住宅等耐震化促進モデル地区で耐震改修を促進させるための業務ということでやらさせていただきます。対象者といたしましては、このモデル地区の土地及び建

物所有者を対象としております。

事業の内容でございますが、耐震改修を促進するために優先的に地区に入っていくということで、説明会や戸別訪問など具体的に行うためにその地区の中の権利者の方の、所有者の特定とマップ・台帳の作成を図るために、登記簿等をとって、それを資料に作成するというものでございます。

その次の3枚目のペーパーでございます。委託先については、入札で決定いたします。あと、処理させる情報項目の記憶媒体でございますが、紙と電磁的媒体を予定しております。

委託の期間でございますが、平成21年11月の中旬から来年22年3月末日までを予定しております。

あとその次、特記事項でございますが、個人情報の秘密の保持、適正な管理について、委託業者に対して十分注意をはらうよう、指導していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

【ひやま委員】すみません。耐震化ということで、所有者の特定ということなんですけれども、これを委託するということなんですけれども、この特定の手法はどういう形で特定をされて、作業は。

【会長】どうぞ。

【地域整備課長】一応、今考えておりますのが、地域危険度の高い5町丁目を予定しております。大体2,000棟ほどあろうかと考えています。この2,000棟につきまして、登記所のほうで謄本をとりまして、その中から昭和56年以前に建物を抽出して、それをリストアップするという作業を考えてございます。

【会長】はい、どうぞ。

【ひやま委員】参考までに、この5町丁目というのはどのあたりなんですか。

【会長】どうぞ。

【地域整備課長】現在候補でございますが、改代町、赤城下町、神楽坂6丁目、市谷柳町、若葉3丁目、こちらが地域危険度が高い地区ということで今、予定をしておるところでございます。

【ひやま委員】ありがとうございます。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】川村です。ちょっと基本的な質問で恐縮なんですけれども、いわゆる登記簿というのは公になっていて、だれでもとれるものなんですけれども、個人情報保護との関係ではこういう形で、そこに出ているものを先ほどのようなお話でとって、築年でピックアップするということかというと、公開された情報を集約するというだけのような気もするんですけれども、そこら辺の仕切りというのはどういうふうになっているか、お伺いしたいと思います。

【地域整備課長】条例の第14条1項の中で、個人情報を取り扱う業務に委託というものを行う場合に本審議会のほうに報告をするということになっておりまして、それに基づいて報告をさせていただいているものでございます。

【会 長】どうぞ。

【川村委員】そうすると、その条例上の関係ということではございますけれども、その公開された情報をそういう形でピックアップをすると、それを台帳にするという、この一連の作業だけであって、戸別に登記簿上の権利関係とは別に訪問してお話を伺うとか、そういうことはないということの理解でよろしいんですか。

【地域整備課長】今回行うのは調査だけでございまして、来年度以降、この調査結果に基づいて、戸別訪問と実際の作業に入っていきたいと考えてございます。

【川村委員】わかりました。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。

はいどうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】今、来年度戸別訪問ということをおっしゃったんですけど、その場合はやっぱり電話番号等があると思いますけど、それはまた来年ここに出されるのでしょうか。

【地域整備課長】来年度の予定でございしますが、まず全体的な説明をやらせていただきまして、あとは実際、戸別にご訪問させていただきたいと思っております。ですから電話で云々ということは現在のところ考えておりませんので、電話の名簿については今想定してございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【山口副会長】今の質問は電話ということだけじゃなくて、今回の報告事項は登記簿を見て、それをリストアップするだけで、だれにも会わないということであって、これでほとんど問題ないと思うんですね。問題は来年度以降、4月以降におやりになる戸別訪問、これは個人情報の収集になるわけですね。それを記録に保管されて、どういうふうに保管して、またどう

いうふうにお使いになるか、そういう問題が発生するんじゃないかという質問だと思うんですね。

【鍋島委員】そうなんです。

【山口副会長】来年のことについては別途その段階で、またこちらに諮っていただくことがあれば諮っていただき、報告事項があるなら報告していただくということになればいいんじゃないかと思いますけど。

【地域整備課長】ただいまの副会長のとおりでございまして、その部分の個人情報の取り扱いについては、また本審議会に必要な応じてご報告をさせていただきたいと考えております。

【会 長】ありがとうございました。

ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【地域整備課長】ありがとうございました。

【会 長】ありがとうございました。

それでは次にまいります。資料43の2「地上デジタル放送移行支援業務の個人情報が受託業者の営業活動に使用されないための対策について」でございます。

それでは、ご説明よろしくお願いたします。

【総務課長】総務部総務課長でございます。

前回、地上デジタル放送の移行支援ということで、区が実施しております、区の施設による電波障害の起こっているご家庭への電波障害の解消に伴います補償の打ち切りということの委託についてご審議いただきました。その際に、委員の方々から受託する業者に関して、個人情報が渡るわけですけれども、そういったものを、受託業者のケーブルテレビ会社ということで、その会社がそれらの個人情報をみずからの営業活動に利用されないようにということで、その辺を事業者とのしっかりした確認をというご意見をちょうだいしました。それを受けまして、今回委託に当たりましてとらせていただいた対策について、ご報告させていただきます。

まず第1点が、誓約書の提出ということでございます。資料にございますように、委託契約で知り得た情報を営業行為などの契約目的以外に利用し、または第三者に提供しない。あるいは補償世帯に作成・配布する案内チラシは、委託業者やケーブルテレビが有利、または有利と誤解される表記・表現は用いない。あるいは補償世帯への説明・調査を行うに当たり、補償世帯からの相談、申し込み等の意思表示がなされた場合を除き、補償世帯に対する営業等の各種

活動は一切しないという誓約書を業者のほうから徴取するとともに、実際の作業に当たりましては、一番最後の3点目の説明、調査の際に、内容確認でケーブルテレビのことを教えてくださいと言われた場合についても、一たん説明に伺った担当者がそこで説明をするということはないに、これは区からの受託事業ですと、今回はこういった電波障害解消に伴う説明について伺っていますので、もし必要ならば別の担当者をとということで、別の担当者を後日行かせるということで、一たんこの区の委託事業と、それから自分たちの営業活動というか、説明活動というのをきちんと仕分けをして作業するよというよな確認を今回とらせていただきました。こうした対策をとりながら、適切に区民の方といいますが、区から受ける電波障害の打ち切りについての不安を解消していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【会 長】ありがとうございました。

それでは、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいいたします。

はい、どうぞ。

【川村委員】川村です。前回、先ほどのよな内容で質疑させていただきまして、今回対策ということでご報告いただいたんですけども、きょうのお話のよなことで進めていただければ、区民の方からの疑問ですとか懸念ということは払拭されていくというふうに思いますので、ぜひこれがしっかりと行われていくよに目配りをしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】うちはまだこの地域に入っています、この間ケーブルビジョンから電話がありまして、地デジの説明に打ち切りではなくて、初めてなんですけど、説明にまいたいと。ぜひ日程をとよので、11月の、まだ決めていないんですけども、もうじき決まると思うんですね。何かそのときよく聞きますけど、何も言わないで。でも、電話では地デジの説明とよっていました。うちのほうはもる電波障害で、打ち切りの話をしますとよのことでは全くなかったよので、その苦情窓口をどこかに、その地域の町会の掲示板あたりにお知らせいただきたいと思います。ほかの人もみんな説明に来るんですよとかよっています。井戸端会議で。

【会 長】はい、どうぞ。

【総務課長】前回のときにもちょっとお話しさせていただきましたけれども、区内で各種の施設があります。それは公共の施設もあれば、新宿区の施設もあれば、例えば郵便局もそうですし、それから新宿区の施設が及ぼす影響。それから例えば防衛省ですとか、あるいは民間のそ

それぞれのビルということで、全部で実は12万世帯の方が何らかの形で、いろいろなビルから電波障害を受けています。今回、区が説明させていただくのは、このうち全部で2,500世帯です。つまり、残りの11万何がしの世帯というのは、それぞれの影響を与えているビル所有者の方から電波障害の説明が伺える。それぞれによって、ケーブルテレビ会社を使っているところもあれば、ご自分のところの小さいところでしたら、ビルオーナーの方が近隣7軒の方にお回りするというようなケースもあるので、そういった意味ではケーブルテレビが委員の方のところにお伺いするケースでも、区からの受託のケースとそれから民間の受託のケースでは若干扱いが違ふと思いますけれども、区からお伺いする場合についてはきちんと今、委員のほうからご指摘いただきましたように、区からこういった理由でお伺いしますというアポイントメント、お約束をとらせていただいて伺うようにしていきたいというふうには考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【鍋島委員】うちのほうは、一番初めノッポビルからのだったので、区からのだと思います。

【総務課長】S K Kとって、西口の電波障害のところだと思うんですけども、区ではなくて、それは新宿の高層ビル街のところではないかと思ひます。

【鍋島委員】そうなんですか。そこは違ふわけですか。

【総務課長】はい。

【鍋島委員】という、区の範囲というのはわかんないわね。だれにもね。その範囲というのは地域の人にお知らせはしているわけですか。

【総務課長】今回、区が影響を与えている方々にはこういった旨の、それから新宿区の名札をつけて、そこに受託している業者でその旨を書いた名札をつけて、その旨を説明した上でお伺いするように指導しております。

【鍋島委員】ちょっと混乱している。

【会 長】いいですか。ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

【会 長】ありがとうございました。ご苦労さまです。

それでは、次にまいります。資料53「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る受託事業者への立入調査について」でございます。

説明をよろしく願ひいたします。

【総務課長】総務課長です。引き続きまして、「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付

事業に係る受託事業者への立入調査について」ということで、ご報告させていただきます。

前回ご報告させていただきましたのは、定額給付金担当の副参事のほうでご説明させていただきました。10月6日に、定額給付金については支給は申請が終了いたしました。10月16日には、子育て応援特別手当給付事業についても申請の時期が終了いたしまして、担当副参事が兼務でありましたので、原職のほうに復職しました。そのため今回は私、総務課のほうで残りの継続したお仕事のほうと、それから国等への補助金の清算等を受け持つということで、本日、私のほうから説明させていただきます。

前回、ご指摘いただきました受託事業者に対してのセキュリティの確保をきちんとすべきというご意見を踏まえまして、とりわけ6カ月の期間中に現地へ立入調査をした上で、しっかりした個人情報の保護に努めるべきというご指摘をいただきましたので、その後、3回ほど現地の事務センターのほうに立入調査を実施してまいりました。一番初めが4月27日ですが、江東区新砂にございます郵便事業新東京支店内にあります別棟の中にありますセンターのほうに、セキュリティの確認に行つてまいりました。

この事務センターでございますけれども、まず、別棟ということで独立した家屋になっております。その作業場への入り口については、そこに入る時点で入場に対する暗証番号のチェックがございまして、そこで暗証チェックを受けると同時に、中に入りますと区画に仕切られております。その作業スペースに入るときに、もう一度セキュリティチェックがあつて、二重のセキュリティチェックを受けた上でそこに入室ができるといったような設備になっております。また、その作業場にデータが郵便局のほうから搬入されますけれども、(2)の でございます。搬入口への郵便車を直接その施設の入り口に横付けすると同時に、資格制限を受けた者が作業場に搬入するというようなことで、ここでも暗証番号のチェックを受けた上で搬入者の荷物、申請書の郵便物ですけれども、それを搬入するということになっております。作業場内での申請書の取り扱いセキュリティについてですけれども、作業者の資格制限ということで資格制限を受けた者が件数のチェック、個人特定のバーコードの読み取り作業に当たっております。また、申請書そのものをスキャンして、機械による読み取りをしましてデータ化する、あるいは になりますけれども、申請書スキャンデータから口座情報をパンチし、銀行で振込み用のデータを作成するという作業が、その作業場内で行われており、申請書の原本につきましては、その作業所内の保管場所に二重にセキュリティチェックのかかったその施設内の保管庫のほうに厳重に保管されておりました。

今度はそこからのデータの出入りでございますが、(4)のところでございますけれども、



作業所からデータ処理されました銀行持込みデータを新宿区役所のほうに納品していただきます。それをもちまして新宿区のほうで今後管理していくわけですが、これについてもセキュリティ便ということで、日通の現金輸送車において新宿区役所のほうにそのデータが持ち込まれるといったことで、パンチのもとになりましたデータにつきましてはまだ処理が全部終わっていませんので、このセキュリティチェックのかかった施設内の保管庫に申請書自体は現在も保管されております。全作業が終了しまして、今現在、約94.4%の申請書の処理が完了しております。入金処理が完了しております。対象者に対して約5%ぐらいが未申請、あるいは要件外ということで、ただ、今現在、口座振替の口座のデータ等に本人の申請間違いがあったりしますので、そういったものの処理をしていますけれども、おおむね94.4%ぐらいが今回受給を受けたということで、そういったデータにつきましては今後すべての処理が済み次第、そういったセキュリティ便をもちまして区のほうに納品させるといったことで、作業を完結させていただきます。

なお、こういったチェックにつきまして、5月21日、それから9月3日の3回にわけて、こういった項目について再度チェックにまいりまして、それらがすべてこのとおりに実施されていることを確認してまいりました。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

ただいまのこの説明に当たりまして、何かございますか。どうぞ。いいですか。

では、本件につきましては了承ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【総務課長】どうもありがとうございました。

【会長】どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、資料46にまいります。資料46「職員情報システム 給与明細書の電子配布について」でございます。ご説明、よろしくお願いたします。

【人事課長】それでは、総務部人事課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料46に基づきまして、件名が「職員情報システム 給与明細書の電子配布について」ご説明をさせていただきます。

資料を1枚おめくりいただけますでしょうか。職員情報システムの事業の概要でございますけれども、事業名、担当課、目的、対象者につきましては記載のとおりでございます。事業内容でございますが、新宿区常勤職員、再任用職員及び非常勤職員の人事管理・給与支給・福利

厚生事業等を円滑に行うため、平成6年度より職員情報システムを導入しているところでございます。システムで管理する職員の人数、処理概要は下記のとおりでございますが、1の新宿区在職職員数、平成21年4月1日現在では、3,863名でございます。内訳は記載のとおりでございます。2の処理概要でございますが、人事管理、給与支給、福利厚生につきまして、記載の内容の処理を行っているものでございます。職員情報システムの概要につきましては以上でございます。

資料を1枚おめくり、お願いいたします。

件名が、「職員情報システム 給与明細書の電子配布について」でございます。保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。

次の記録される情報項目でございますけれども、1の個人の範囲といたしましては、新宿区の常勤職員、再任用職員を対象とするものでございます。2の記録項目（追加）といたしましては、イントラネット上の各職員の電子メールアドレスを追加登録するものでございます。3の記録するコンピュータにつきましては、人事課で保有しております職員情報システムサーバに記録をするものでございます。

次の新規開発・追加・変更の理由につきましては、給与明細書を電子メールで配信することによりまして、印刷や配布業務を効率化し、紙使用量を削減するというものでございます。新規開発・追加・変更の内容につきましては3項目挙げてございますけれども、電子メールを送信できるよう職員情報システムの機能追加を行い、職員情報システムに各職員の電子メールアドレスを登録することによりまして、給与明細書様式を電子化し、電子メールに添付して、登録した職員のアドレス宛に送信するものでございます。職員は各自のパソコンから給与明細書を参照していただくものということで、印刷・保存もパソコンのほうに可能でございます。なお、パソコン台数の少ない所属につきましては、従前どおり、紙明細書を配布いたします。所属といたしましては、主に出先職場でございまして、あゆみの家、保育園、工事事務所、公園事務所、清掃事務所、小・中・養護学校、こども園などでございます。

次の開発等委託する場合における個人情報保護対策につきましては、システム変更には必ず職員が立会い、データの登録・変更は職員が直接行うもので、情報管理は万全にしていきたいと思っております。

新規開発・追加・変更の時期でございますけれども、平成22年2月、来年2月の給与支給から実施をするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございませんか。どうぞ。

【川村委員】川村です。ここで2点お伺いしたいんですけども、ちょっと私はイントラネットの全体の仕組みがよくわからないのでお伺いしたいんですけど、今度、電子メールを送受信できるように個々職員にそれを付与するというか、追加するという事なんですけれども、そこで給与明細書って非常に確かに本人にしか見ては困るようなものだとは思いますが、それが今回の電子配布することによって、メールマガジンとか一般的なそういうものであれば、間違っただけを送信してきたりだとか、あるいは全く違うほかの方のものがついてきたりとかということもままなくはないんですけども、このイントラネット上でそういうものを個々人に間違いなく配布する仕組みというのはどういうふうになっているのか、これだけだとちょっとよくわからないので、そこをお伺いしたいのと、あと、紙ベースのものは確かに減るとは思うんですけども、この機能追加についてはどの程度予算がかかるものなのか、この2点お伺いしたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【人事課長】2点、ございます。

冒頭の第1点目の個人宛が間違ってしまうかどうかということでございますけれども、今現在もイントラネット上で各個人がパソコンを開くためのものを付与してございます。電子メールのアドレスも付与してあります。基本的にはイントラネット上から外に出ていくということはないような仕組みになっておりますので、外に行くということはないというふうに思っております。それから個々人のアドレスの、例えば間違えて登録したということにつきましては、2月までの間にすべて一件一件チェックしまして、誤配信がないようなチェック体制を整えていきたいというふうに思っております。

それから、今回、紙ベースから電子メールに移行する関係での予算上については、特にお金はかからないということで進めていくつもりでございます。

以上です。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】そうすると、お金はかからないということですので、紙ベースでどの程度、普通のものと比べて、ちょっと出先が多いので、職員数も結構出先が多いですから減らせるところというのはどれぐらいなのかなという感じはしますけど、どのぐらい削減の効果があるのかということと、あと、先ほどの中で個々人に一件一件チェックするというのはわかったんですけど

れども、イントラネット上の外には行かないということでは今ご説明あったんですが、その給与明細を添付する際に間違っただけが行かないかどうかということについて、その点だけもう一回、だれがどういう形でそれをくっつけて送るとするか、送信する作業をするのか、そこだけお伺いしたいと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【人事課長】では、お答え申し上げます。

まず1点目の効果のほうなんですけれども、効果につきましては、正直、平成20年度の決算ベースでいきますと、紙代が11万円ぐらい。あと、それに伴います職員のいわゆる仕分け作業であるとか、超過勤務だとかは、ちょっとその部分だけ抜き出すことはできませんけれども、金額的な効果というのはそれほど多くはないんですが、やはり仕分けの部分の手間の部分と、それから、やはり電子化しておりますので、できるだけ多くのものを電子化で処理をしていきたいということで進めております。それから順次、出先職場につきましてはこれからどういう計画でイントラネットの台数をふやしていくのかと思いますけれども、順次ふやしていくということでございますので、それに合わせまして電子化のほうに移行をしていきたいというふうに思っております。

それから個々人のメールに添付していく明細書でございますが、これにつきましても、2月までの間に実際にちゃんと行くかどうかというのを個々に一件一件全部チェックをしまして、職員がこれはチェックいたします。それに基づき間違いなければ、2月から送信をしていくということでございます。

以上です。

【会 長】これについて、ほかに何か質問はございませんか。

はい、どうぞ。

【赤羽委員】赤羽ですが、この職員の方の電子メールアドレスの考え方というのは、例えばいわゆる庁内上で職員の方がそれぞれ持っていらっしゃるというようなものなんですか。

【人事課長】職員個々にすべてメールアドレスを持っているということで、今、付与しているところです。

【赤羽委員】ということは、公務員の方のメールアドレスという意味では半分公的なものとして認識した場合に、例えば今回みたいなシステムを引いた場合、個人情報はこの質疑からはちょっと逸脱するかもしれませんが、パソコン台数をやっぱり少ないところもある程度少しそろえるということも必要性としては、ここはありますよね、方向性は、どちらかという

ね。ないから紙ベースのままですっとしておくというよりも、できればそういう方向性で全職場にそうしたものを整備するというのが、やっぱり流れといえれば流れですね。という考え方でよろしいですか。

【人事課長】全体的な計画のほうについては私もすべて把握しているわけではございませんけれども、考え方といたしましては、今、委員からご指摘ありましたように、今後増設の形をとりまして、最終的には職員1人1台というような方向に行くと思いますけれども、サーバの容量ですとかいろいろなことがございますので、予算もかかる話でございますので、それは計画的に進めていくという方向性は出ているかと思えます。

【会 長】よろしいですか。ほかにございましたらどうぞ。

はい、どうぞ、林委員。

【林委員】紙ベースがどんどん減っていくと思うんですけれども、我々区民のほうは職員の方のあれというのは、年に何回か給与体系については全員の方の資格において給与のあれは明細が一斉に広報に発表されますね。例えばああいうものとの関連から見ると、あれは区民は、先ほどの方が言われたように、半ば公務員ということで公共性があるということでああやって発表されていると思うんですけれども、まずその部分との兼ね合いもあるんですけれども、これはちょっと考えてみると、区民のほうはイントラネットというふうに銘打っているんだから、要するに区民のほうからのあれは入り込むことはできないとは思いながら、例えばうっかり誤って用いちゃった場合だとか、極端なことをいうと乱用とか盗用とか、あるいはメールのアドレスがある以上はどうにでも流れますから、一斉にある人のあれが流れちゃうとか、そういうことに対してのリスクはどうなっていますでしょうか。

この2点ですね。

【人事課長】電子メールの添付で配信する際につきましては、中での処理しか、さっき申し上げました外へ行くという、システム上になっておりませんので、人事課のほうから各職員宛にメール添付したのものについては、職員のところしか行かないという形にはなっております。受けた職員が、例えば添付のものを何らかの形で自分のメールを外に配信したときに間違っというか、添付の削除だとか保存しないで、そういう形で外に配信してしまうという可能性は多分あるかと思えますけれども、人事課のほうから配信するところについては外に行かないようなシステムにはなっております。

それから、公表のところでございますけれども、個々の給与明細というよりも新宿区全体の給与体系だとか、そういうものをすべて公表しているということで、その部分とのリンクとい

いますか、それはとっておりませんので、そういうことではないと思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】そういうこともあるかと思うというふうに今言われたんですけども、そういうことがないようにせめてブロックを、ロックをかけるような状態にしておかないと、これは思わぬあれでもって一気に広がるということは想定されますので、想定の部分に今、課長が言われたようにそういうことが入っているとしたら、それはブロックをシステム開発されたほうがより、要するにそこでとまるという形ですね。それから転用もネットはできないと、あくまでもイントラネットのメリットを生かすという形でやられたほうがいいとは私は思うんですけども、いかがでしょうか。

【人事課長】イントラネット上につきましては、十分セキュリティ上、外へ行かないようにという設計になっているかと思えますけれども、いろんな形で人事課が今持っているサーバの部分については、そういうセキュリティをかけてありますけども、全体の中につきましては今、委員ご指摘がございましたので、何らかの形、もしそういう危惧が生じるようであれば、担当課とも十分協議しまして、そういうことがないように詰めていきたいと思っております。

【会 長】はい、どうぞ。

【副会長】今のに関連するんですけど、イントラネットというのは一応、職務上のために使うネットだと思うんですよね。これは個人情報、まさに個人の。人事課にとってみれば職務かもしれませぬけれども、受け取るほうの個人にとってみれば、まさに個人的なプライベートな問題だと思いますね。そういう各職員のメールアドレスの中で何か保管されている保管方法なんですけど、職務上のいろんな情報データと、こういう全く個人の情報データとは分離されているのかどうかということですね。ほかにも個人的にこのイントラネットを使って、職務上の情報データ以外のもの、個人的な情報データが内部的に庁舎全体として配信か送信されていることがあるんでしょうか。これが初めてでしょうか。個人的な情報が職員のメールアドレスに送信されるという。

【区政情報課長】区政情報課長です。電子メールの取り扱いですけども、電子メールにつきましては、基本的にイントラネットで現在行われています。それで、先ほどからご説明しているように、基本的に職務上のものです。ですから、その個人的な利用というのは原則的にはないという形になっています。今回の給与のシステムについても、一人一人の職員にとっては個人的な情報ですけども、あくまで職務の一環として配信されるという形になっております。ですから、個人情報はない。個人のパソコンでの利用というのは別ですけども、職務上のイ

イントラネットのパソコンでイントラネット上のメールアドレスでのやりとりというのは、すべて職務上のものという形になっております。また、電子メールの情報自体については、ずっと保管されるものではなくて、たしか200件だと思いましたがけれども、それが200件たまると自動的に削除されていくという形になっております。

【副会長】もう少しわかったほうがいい。1人1台じゃないというのが現状みたいに、先ほどからちょっと理解しているんですが、そうすると、ある課で、ある部屋で、数人が同じパソコン、1つのパソコンを使っていて、そこに何かメールアドレスが違っていて、3人なら3人分が配信されていくと。それは個人がそのメールアドレスは見れるわけですね。先ほどから申し上げているのは、その個人が見るアドレスの中の分類は、こういう個人情報も職務情報も雑多に入っているということになりますでしょうかという質問です。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】区政情報課長です。先ほどパソコンが1人1台ではないということをお話ししていますけれども、1人1台でない場合でも、ログインというのは1人ごとですので、3人の人がほかの人のデータも、例えばほかの2人のデータも見られるということはありません。ですから、1人の人がログインした場合にはその人のメールアドレスというものしかありませんので、ほかの人が利用したものが見られるということはないという形になっております。あと、個人のデータというのは基本的にはないということになっております。

【副会長】メールアドレス個人の、これは個人のかなというのはよくわかんないんですけど、例えば上司のほうできょうはこういう仕事をしろというのも、そのイントラネットを普通は使うんじゃないかなと勝手に思っていたんですけど、そういう職務の指示とか伝達とか情報はあと思うんですね。それはそういう形で入ってきているものの中に、今の給与明細とか、もっと何か知りませんが個人情報のものがほかにもあれば、そういうものが全部そこへ入ってくる。そうすると雑多なものがそこに入ってくるというようなことになっているかなと。それで、職務情報で共用するということがあるのかどうか知りませんが、例えば3人に連絡するときにA、B、C全部に配信されるようにされるのか、Aさんに連絡して、B、Cにも連絡するようになっているのか、そこらがさっぱりわからないんですけど、そういう職務情報と個人の情報が1つのアドレスの中で完全に分離されるような状態になっているんでしょうか。

【区政情報課長】区政情報課長です。繰り返しになってしまいますけど、基本的に区の考え方として、イントラネット上のアドレスでやりとりする情報は職務情報という形です。ですから、そこには先ほど上司からの仕事の指示とかというのがあるとは思いますけれども、それについて

も例えば、その課の職員に全部出す場合には、そういったカーボンコピーというか、同じ情報を流す場合にはそういったカーボンコピーというやり方がありますけれども、それはできます。ただ、今はBCCというブラインドカーボンコピーというのが基本になっていて、ほかにだれに出しているのかというのは出さないような方法で出すという形になっております。

【会 長】はい、どうぞ、林委員。

【林委員】ちょっと私、民間の会社なものですからあれなんですけど、それがそっくりシステムに入ると思うんですけれども、大体民間の会社だとどこの会社でも25日というのがお給料日で、当日の朝には下ろせるような状態ということは、休日でない場合を含めて、前日までには明細を渡さなきゃいけないように何か法律で決まっていますよね。したがって、前日の日に給料の明細票だけが一齐に配られるんですよ。ですから、みんな他人に知られるということではなく安心して、一齐に配られますから、一齐に見て、もうこれは毎月のことなんですけれども、これをもし機械に当てはめた場合は、今回、今、副委員長が言われたような形でみんなで併用するということになると、この給与明細の情報はだれがどういう状態で職員の皆さんには一齐に知らせるわけですか。一齐にみんな見たいわけなんですよね。早く。給料日、職員は何日かはちょっと知りませんが、その1台の機械でみんながしたときの混乱というか、ちょっとよく私はまだそのセキュリティがわからないので、すみません。

【会 長】はい、どうぞ。

【人事課長】今、給与明細のほうは紙ベースで現在も配布しておりますけれども、委員がおっしゃったように給料は私どもですと15日が支給日になっておりますけど、その大体3日前までには配っております。電子配信したとしましても、やはり3日前をめどぐらいに配信する予定です。それから、一齐に開くというのは同時的に15日の例えば朝8時半にみんなが開くという、ちょっと想定できないんですけれども、個々人が1台持っている方については問題なく見れると思いますし、それから2人に1台だとかという場合におきましても、パソコンを開ける、さっきログインの話がございましたが、個々人のパスワードを付与しておりますので、そのパスワードを知らない限り、個人のもの開けられないということになっております。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】そしたら、通知後3日前に配られているようですし、それから配信もするって、何のための配信をするんですか。

【人事課長】すみません、今現在、紙ベースの場合は3日前までに配っております。今回、諮問させていただいていますのは、来年の2月から先ほど言った一部の職員については紙ベース



で行いますけれども、それ以外につきましては3日前までに紙でやっていたものを電子配信すると、紙ベースはなくなりますよと、そういうことで、一斉に出すということです。

【林委員】一斉ですね。わかりました。

【会 長】ほかにございますか。

鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】ここに非常勤職員の839名というのがあるんですけど、そういう方々もそれをお持ちになるのですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【人事課長】非常勤職員につきましては、今回の電子配信から除いております。今考えているのは常勤の職員と再任用職員ということで考えております。

【鍋島委員】いえ、ここに出ていたものですから。いただいたペーパーに。

【人事課長】すみません、資料の2枚目の事業概要のところにつきましては、今の職員情報システムとして給与計算であるとか、そういう保険の計算であるとか、それについては委員ご指摘のとおり、非常勤職員のところも情報システムの中で活用はしております。今回の給与明細という部分につきましては非常勤職員のところは除いているということで、3枚目の説明ということです。

【鍋島委員】除かれるわけですね。

【人事課長】はい。

【鍋島委員】わかりました。ちょっとこのところが紛らわしいので。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】了承しました。

【人事課長】どうもありがとうございました。

【会 長】どうもご苦労さまでした。

では次に資料47にまいります。資料47「(仮称)新宿区父子家庭手当システムの開発について」でございます。

ご説明、お願いいたします。

【子どもサービス課長】子どもサービス課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは資料の47「(仮称)新宿区父子家庭手当システムの開発について」諮問させていた

だきます。件名は今申しあげましたように、「（仮称）新宿区父子家庭手当システムの開発について」ということとさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、事業の概要をごらんください。事業名は、（仮称）新宿区父子家庭手当、担当課は子ども家庭部子どもサービス課になります。目的は父子家庭への経済的支援による生活安定及び児童の健全育成でございます。対象者は区内在住の父子家庭の父、ただし所得制限、要件がございます。事業内容としましては、母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を、平成22年1月より父子家庭等にも新たに支給したいという考えに基づいて行う事業でございます。

支給までの流れですが、給付対象者を抽出しリストを作成する。リストに基づきまして、対象者に通知を郵送する。新規対象者については区報、ホームページでの周知に加え、庁内や特別出張所でのポスター掲示など幅広い周知を行う。提出された申請書の内容に基づき、書類審査を行う。新宿区父子家庭システムに入力する。システム処理された対象者に支給決定または不決定の通知を郵送する。手当は、実際4月と8月と12月、年に3回の支給月を設けて所定の口座に振り込む。対象者は現在のところでは父子家庭として、最大限125世帯が今現在、最大の対象者だろうというふうに考えております。こちらは所得制限内の世帯及び新規に対象者となるだろうということを想定した最大幅の対象者が125世帯ということとさせていただきます。

新宿区父子家庭手当の概要については別紙ということで、次のページのほうに手当の概要がございます。これは事実上、今現在、母子家庭手当と言われている児童扶養手当、あれの裏返しになります。母子を父子にひっくり返しただけでございます。支給資格としては、次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。ただし、児童が中度以上の障害を有するときは20歳未満の児童を監護・養育している父に支給するということとさせていただきます。

次のいずれかに該当する父ということですが、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トということで、父母が離婚した児童、母が死亡した児童、母が重度の障害を有する児童等、こういった条件、これは児童扶養手当で母子に出す場合には父がという形で書かれているものを、母がまたは父がという形で書かれています。父母、両親がいた場合でも、これをひとり親家庭として出す理由というのは、片方の親が重度の障害で機能しない場合については、いないというふうな前提に立った形で支給の対象に入れているということとさせていただきます。

次が所得制限でございますが、こちらも今現在、国の制度として行われている児童扶養手当の所得基準と全く同一でございます。次が支給月額ということですが、全部支給、全額丸々支

給できるときに4万1,720円が支給されるわけですが、こちらの支給額自体も現行の児童扶養手当と全く同額でございます。支払方法についても全く同様でございます。4月、8月、12月に、それぞれその前の全4カ月分を支給するという形になります。

最後に、新宿区父子家庭手当の所得制限額、支給月額、支払方法等の基準は児童扶養手当に準拠するというので、すべて児童扶養手当に倣って行うという形になります。

次のページをおめくりいただきますと、件名として、「(仮称)新宿区父子家庭手当の目的外利用について」でございます。こういった個人情報の保有元、それから利用先ともども、子どもサービス課ということになります。同じ課内で取り交わされることになります。登録業務の名称ですけれども、児童育成手当、それとひとり親家庭医療費助成、この両方の業務を使います。利用先としては新宿区父子家庭手当という形になります。登録業務の目的ですけれども、ひとり親家庭等への経済支援と、児童の健全育成ということでございます。個人情報の記録媒体ですが、電子媒体によって行います。目的外利用を行う理由ですけれども、対象となる父子家庭等に適正かつ円滑な給付を行うため、こういった情報を利用させていただきたいというふうに考えております。

目的外利用を行う情報項目ですけれども、受給者となる方の情報として父子家庭等のお名前、受給者氏名、カナ氏名、生年月日、それから配偶者の有無、それからもし配偶者があった場合については障害の有無及び程度、それと住民番号でございます。目的外利用を行う際に使用する記録媒体は、紙ベースで行います。文書によります。目的外利用の時期、期間ですが、平成21年11月16日から以降、この制度は続く限り使わせていただきたいということでございます。

もう一枚ページをおめくりいただきますと、今度はシステムの開発についてということですが、3番目の記録される情報項目についてですが、個人の範囲としては新宿区父子家庭手当受給対象者ということで、最大限約125世帯を想定しております。2番、記録項目としては別紙のとおりということで、次のページでございます。3番、記録するコンピュータですが、子どもサービス課内にあるコンピュータ、児童福祉総合システムで使っているコンピュータで記録をする予定でございます。新規開発・追加・変更等の理由については、子どもサービス課で取り扱う手当業務はすべてシステム化され、効率的に運用されております。今回、(仮称)新宿区父子家庭手当システムを構築し、システムで管理することにより、迅速な事務処理が遂行でき、事務量増加の抑制につながるとともに、審査業務もシステムで実施することで正確性が確保できるという理由からでございます。

さらに新規開発・追加・変更の内容ですけれども、新規創設するこちらの父子家庭手当は、

所得制限額、支給要件、手当月額、申請手続き等は児童扶養手当と原則として同様とするため、現在の児童扶養手当システムと同様のシステムを構築し、修正を加えるものとするということでございます。開発等を委託する場合における個人情報保護対策ですけれども、開発過程では区民の情報を直接事業者の方に触れさせるということはしません。あくまでも仮のデータという形で開発をしていただく。テストをする際にもダミーのデータを使用します。実際にデータセットアップ時には職員が立ち会って、情報流出がないように厳正を期したいというふうに考えております。新規開発・追加・変更の時期ですが審議会、きょうご審議いただいでご承認いただいた後、21年12月中旬からシステム開発、22年3月には本稼働の予定という形で考えてございます。

先ほど申し上げました記録項目が別紙というのは、もう一枚おめくりいただきますとその項目がございます。上から受給者情報関係、それと受給者の属性関係、口座情報関係、児童の情報関係、それから所得関係、支給状況関係、こういった項目それぞれについて利用させていただくという形になります。

以上で、ご報告を終わりにしたいと思います。どうぞよろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらよろしく願いいたします。

はい、どうぞ、林委員。

【林委員】125名の少年というか、この対象が書かれていますけれども、どういうふうにお調べになったかちょっと知りませんが、いずれにしろそれは支給資格の中にイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの中のどれかの条件を満たされたということだと認識しますけれども、ちょっと個人情報とはもしかすると外れちゃったらいけないんですけども、質問してもいいですかね。どういうことかという、私がちょっと不思議だなと思ったのは、この中の一番大事なのは、法律のことは副会長なんかがおられるもので私なんか言うあれではないんですけども、ここに特に不思議だなと思ったのは、父母が離婚した児童ということで、この中に中間的な少年というか、青少年がいると思うんですね。ということは、父子家庭って余り聞かないんですけども、父子家庭ってどういう家庭なのかなと思うと、ただ一緒に住んでいけばいいのかなと。お父さんが面倒見ていると、一緒に住んでいるだけでこの4万何がしか税金がこの家に行くのかなと思うんです。もし、この子どもが母親の家に戻ったら、母子家庭になるだろうと。そうすると125人の人数というのは実際どういう数字なのかなと思って、要するに言いたいこ

とは、これはどこにも書いていないんだけど、父親が親権を有する場合の離婚のあれとかいうのは書いてないんですよ。そういう場合には母親の家にも少年が行ったり来たりなんていうのはよく見聞きしますよね。そうすると、母親は母親で母子家庭の請求を当然するでしょうし、その辺が不思議だなと、行ったり来たりでどうするのかなど。

それと、もう一つは、今これは国の制度が母子家庭はありますけれども、当然皆さんご存じのように国が今ああいう形で検討されているじゃないですか。そうするとこの額も変わってくるのかなというようなことをちょっと思いました。

【会 長】どうぞ。

【子どもサービス課長】サービス課長でございます。そうですね。今回のこの父子家庭手当と母子家庭手当、現在では児童扶養手当という名称で国の制度にのっとってやられている制度でございますけれども、基本的には同じ考え方なんです、それが母子が父子に置きかえただけなんですけれども、実際には監護権、監督権が1つの条件ということと、もう一つの条件としてはやっぱり生計を一にしているという、そういったものが根拠になるかと思えます。それで、実際、例えば今現在行われている制度としては、その児童扶養手当の中の母子に対して支給されるということですが、例えば父親が離婚したとしても同居していて収入の一部を入れているということになる場合、またはそのご兄弟で男性がもしいるような場合については、その場合については母子という扱いをしません。児童扶養手当の支給対象にはならないんですね。ということで、必ず生計を一にしているということと、そこのそれ以外の人はいないというのがやはり条件になってきます。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】親権は関係ないんですか。

【子どもサービス課長】はい、親権だけで決めるという形ではないですね。生計を一で。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】ちょっとそこら辺はよくわからないんですけど、すべて法的なあれで決まっているあれなものであれなんですけれども、母子は母子でもって、母親は母親で、私が親権者なんだからと、当然もらう権利があるということで、生存している母親は同じ額を1人の、要するにダブルに支払う可能性というのはないのかなと思うんですけれども。当然、ペーパー上ではきちんと要件が整っちゃえば、両方に払うと思うんですよね。そういう場合も可能なんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【子どもサービス課長】基本的には、ダブりの支給はないようにしております。そして、実際

親権が例えばもし母親にあったとしても、実際そのお子さんが父親のほうで生活をしているような実態があったり、その収入によってあがなわれているとするならば、それは母子手当としては出せません。実際には親権の有無というよりも、実際生計を一にして同じ、例えば今回でいえば父子家庭ですから、父親と一緒に住んでいて、父親の収入によって生活されていれば、それは出すという形になります。もし母親の収入がそこに合算されるようなことがあれば、それはその時点で出ないという形になります。ということなので、ダブリ支給というのはいないですし、父親のところに行ったり、母親のところに行ったりということがあった場合は、どっちにするのかというのを確定していただく必要が出てきます。

【会 長】いいですか。ほかにありましたら、どうぞ。よろしいですか。

では、本件につきましては、承認ということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】では、どうぞ。

【子どもサービス課長】続けて資料48のほう、「子育て応援特別手当（平成21年度版）について」ご報告させていただきます。

こちらのご報告につきましては、先日、支給するという事で個人情報の取り扱いについてご審議いただいたところなんですけど、万が一支給が停止されるようなことがあった場合についてはご報告願いたいということがございましたので、こちらで改めてご報告させていただく次第でございます。

初めにざっと資料に基づきまして、こちらの手当の制度概要についてご報告させていただきます。平成21年9月2日付21新情個議第20号により通知のあった「子育て応援特別手当（平成21年度版）給付事業」に係る諮問及び報告事項について、下記のとおり報告いたします。

1番、諮問・報告事項及び審議結果ですけれども、外国人登録情報の目的外利用については承認いただいています。国民健康保険情報の目的外利用についても承認していただいております。DV被害情報の目的外利用、子どもサービス課保有情報の目的外利用、定額給付金及び子育て応援特別手当（平成20年度版）情報の目的外利用、有資格者判定のための電算処理システムの開発、給付事業の委託、申請書等封入封かん業務の委託について、すべて了承をいただいているところでした。

こちらの事業の概要ですけれども、給付の対象者が平成21年10月1日に新宿区の住民基本台帳、あるいは外国人登録原票の記録、あるいは登録されている就学前3学年の児童、上記（ア）によらずDVの被害により区内に居住している就学前3学年の児童も対象になりますが、

こういった方々を対象とし、給付先としては給付対象者が属する世帯の世帯主、あるいは同伴している保護者で、給付金額については児童1人に付3万6,000円で、その当時の対象者としては5,002名ということですが、平成21年8月1日現在で外国人を含んだ給付対象者数が5,002名ということでした。申請期限が21年12月11日から6カ月ということでしたので、22年6月11日までで、6番のDV被害者への支給については、申請受付開始日以前で事前申請をしていただくということで、10月1日から30日に確認できる書類を添え事前申請してもらうことにより、住所登録地から給付するという形で広報でもご案内をしました。(7)広報周知、9月25日号に今申し上げたDV被害者への事前申請のお知らせをし、10月5日号をもって一般の対象者向けの事業概要及び申請方法を周知したところでございました。

それから3番ですね。事業の執行停止が行われたわけです。1番、国。10月16日の閣議において補正予算のうち、子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止が決定され、通知が参りました。新宿区においては10月23日の緊急経済雇用対策本部会議において、区として執行停止を決定いたしました。これまでの事業の取り組み状況、進捗状況ですが、実際、事業者さんとの打ち合わせ等いろいろ行っていたんですが、契約に至る直前で執行停止がされたため、契約実績はございませんでした。なお、執行済み経費ということで、それまでの間、職員が時間外いろいろその分かった経費としては、6万7,566円という超過勤務手当が執行された事実はございます。

裏面に行ってくださいと、10月1日から事前申請、1カ月はDV被害者の申請があったかどうかということですが、これについては1件もございませんでした。なお、対応ですが、10月29日に福祉健康委員会常任委員会のほうに報告をさせていただきました。なお、区ホームページには「支給取りやめのお知らせ」を掲載いたしました。11月5日号、区広報にてとりやめを掲載で、12日に情報公開、個人情報保護審議会に本日、報告をさせていただき、下旬に第4回区議会定例会において減額補正予算を提出する予定でございます。なお、執行済み経費についてですが、6万7,000円何がしかの金額がかかっているわけですが、平成21年10月20日付で、厚労省のほうから執行停止に際し、これまでの準備経費や今後の対応に必要な経費等については、子育て応援特別手当事務取扱交付金において対応すべく検討中との事務連絡がありまして、各自治体に幾らかかったか申請するようという通知が来ました。私どもは、こちらがかかった経費については国に対して請求するという形で、もう出しております。

以上、ご報告終わりでございます。よろしくご審議いただきたいと思います。

【会長】何かご質問、ございましたら、どうぞ。

いいですか。

それでは、本件につきましては了承ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】了承しました。

【子どもサービス課長】どうもありがとうございました。

【会 長】次は、資料49にまいります。「国民年金被保険者等所得情報等の提供事業における項目追加について」でございます。事務局のほうから、ご説明をお願いします。

【医療保険年金課長】医療保険年金課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料49、件名でございます。「国民年金被保険者等所得情報等の提供事業における項目追加について」でございます。目的外と電子計算機による個人情報の処理開発の諮問でございます。

ページをめくっていただきまして、事業の概要でございますが、平成16年から既に社会保険庁の依頼に基づきまして、国民年金の保険料の未納者対策のために税情報は既に提供しているところでございますが、当初は税務課から提供していたわけでございますが、平成19年より医療保険年金課が送るということで事務が変更されているところでございます。20年度におきましても、既に4万6,000件の情報を提供しておりますが、これについて、よりきめ細やかな未納者対策、例えば免除勧奨ですとか納付の督促などに利用するために項目の追加をするものでございます。また、社会保険庁がご案内のとおり、来年の1月1日に解体、日本年金機構に移行されるということでございまして、これにつきましては国民年金法も既に同様に改正されておりまして、国民年金法改正後の年金法109条の4におきまして、厚労大臣が官公署の資料提供については日本年金機構に行わせるというような法改正になったものでございまして、また、この職員につきましては、日本年金機構法第20条で公務員と同様の守秘義務が課されているというようなことでございます。

めくっていただきまして、具体的な内容でございます。目的外でございますが、保有課その他については記載のとおりでございますが、中段にございます目的外利用を行う理由の最後の段落でございますが、今年度、扶養親族の情報について追加提供の協力依頼があったが、これによりきめ細かい免除勧奨が可能になるということにより追加するものでございます。

また、次の欄でございますが、追加する項目としましては下線が引いてございます控除対象配偶者、扶養親族、老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族の数、それから障害者、寡婦の該当の可否というのを追加させていただきたいと存じます。目的外の記録媒体でございますが、光磁気ディスク(MO)で提供するというところでございます。それから時期ですが、



22年1月1日以降、継続という形でやらせていただければと思います。

続きまして、次のページでございますが、「国民年金被保険者等所得情報等提供における免除勤奨実施のためのシステムの修正について」でございます。先ほどの追加項目に伴うシステムの修正ということでございます。これにつきましては、当区のホストコンピュータに保有している情報につきまして、先ほど申し上げました光ディスクに落とし提供するというようなものでございます。開発の時期につきましては、22年1月1日の提供に向かって開発をさせていただければというところでございます。

資料49については以上、雑駁でございますが、説明を終らせていただきまして、よろしくご審議いただければと思います。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

【川村委員】川村です。

そうするとこの間の経緯はわかったんですけども、具体的に日本年金機構から提供依頼があったということで、この国民年金被保険者の方というのは具体的に未納の状況に陥っているような方について、それが収録された情報をもとにこちらのほうで突合することなんですけれども、そういう方について情報をもらいたいという形で年金機構のほうから、今後は年金機構のほうから提供依頼が来て、それに応じるという形になるわけでしょうか。

【医療保険年金課長】さようございまして、作りとしては今までと変わらないんですが、主体が機構になったということと、免除も、ただ単に納付の督促だけではなくて、空期間を設けないために例えば一部免除ができますよとか、あるいは全額免除もできますけどということをいろんな扶養の数だとか条件があるものですから、よりきめ細かく、無年金者にならないような勤奨も含めて、最後には滞納整理ということももちろん活用するわけですが、もう少しきめ細かく出すという理由としては、きめ細かい、要は無年金者にならないような措置もやりたい、こういうことを受けまして提供するというものでございまして、ご指摘のとおりでございます。

【会 長】はい、どうぞ、川村委員。

【川村委員】そうすると単にこちらの中では、最終的には強制徴収というようなことも書かれておりますけれども、むしろそこに至らない、あるいは無年金にならないということの、実際のそういう申請等々も行ってもらうために、こういう細かいものも付与していくということの

理解でよろしいわけですね。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】全くそのとおりです。なおかつ、平成18年に本委員会でご承認を受けて、19年に当時、社会保険事務所長と区長の間で覚書を締結しまして、過度な強制徴収を避けるために、直前に納付した者ですとか、2カ月以内の未納者、これについては情報提供外ということも覚書の中でやっております、主眼が余り強制徴収に向かうようなことだと、これは余り協力ができないので、こういった形で覚書を締結しておりますので、我々としては区民が無年金にならないようにということも、趣旨を踏まえて協力するということでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかに質問はございませんか。よろしいですか。

では、本件は承認ということではよろしいでしょうか。

{「はい」と呼ぶ者あり}

【会 長】それでは、ご苦労さまでした。

資料50にまいります。「高額療養費薬剤加算処理のレセプト確認事務委託について」でございます。説明、よろしく願いいたします。

【医療保険年金課長】続きまして、資料50の件名でございますが、「高額療養費薬剤加算処理のレセプト確認事務委託について」、報告をさせていただきます。

めくっていただきまして、事業の概要でございますが、医療保険の場合、ある一定の金額を超えた場合は高額療養費として限度額を超えた部分は本人にお返しするわけですが、医薬分業でございます、病院は病院から、レセプトというのは診療報酬明細、これが幾らかかかってきました、それから院外処方された薬局から薬代として、これは別々にレセプトが上がってきて、これを合算して限度額を超えた部分をお返しするという事務でございますが、それについて委託をさせていただきたいという報告内容でございます。

めくっていただきまして、件名でございますが、「高額療養費薬剤加算処理のレセプト確認事務の委託について」でございます、当課の保有している業務につきまして記載のとおり事項について委託をするわけでございますが、今まで職員が手作業でやっていたわけですが、委託の理由の中段にあるのですが、ここ最近の医療制度の改正で、例えば高額療養費の特別支給金ですとか、高額介護合算といひまして、介護保険と医療保険の合算額を返すというふうないろいろな事務の増加がありまして、とてもその職員の手ではもう追いつかないというふうなことがある上に、時間も余り置いては返せないということもありますので、ここにつきましては事務の迅速化、効率化のために委託をさせていただくというものでございます。

委託の内容につきましては、記載のとおりでございますが、レセプトの内容についてシステムパソコンに入力し、それから審査も同時にやってまいりますので、審査も同時にやっていくというようなことを委託させていただくというものでございます。それから前後させていただきますが、これから今後継続するんですが、ことしについては、委託先の欄でございますが、今年度分は年度途中で今の見込みですと10万円程度の委託料ですので、ことしに限って言うと随意契約になる見込みでございますが、その後になりますと、22年の計上をすると120万ほどの経費がかかってまいりますので、来年度以降については入札ということを考えてございます。

またすみません、前後しますが、委託の時期につきましては、承認後の22年1月から継続をさせていただくということでございます。それから、委託に当たって区が行う情報保護対策でございますが、別紙に付させていただきました特記事項とともに、業務終了後は情報を返却させ、日々のリスト管理を職員が行うということで個人情報の保護対策を行うほか、受託業者に行わせる保護対策としましては記載のとおりでございますが、個人情報取扱責任者と取り扱う者を指定させ、報告させて日々管理するというものでございます。

以上、雑駁でございますが、資料50のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願い申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞ、川村委員。

【川村委員】川村です。そうすると、委託する趣旨はよくわかりましたので、それで具体的な作業の状況なんですけれども、そうすると、この庁内で今まで職員さんがやっていた業務を委託先の方がこちらのほうに見えて、ここで同じ作業をするというようなことでよろしいわけですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】ご指摘のとおりでして、リストを外に出してやらせるのではなくて、これは資格を持った職員でないとできないということもありまして、1人来て、今のボリュームですと、月1日6時間で延べ7日間ぐらい毎月来て処理をしていくというのを繰り返すという形でやりますので、情報の外部への流出のおそれはないというふうに考えてございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【川村委員】わかりました。そうすると、この薬剤の加算処理についてはわかったんですけれども、先ほどの話ですと、これに限らず事務量は相当あるというのはよくわかるんですけれども、今後、医科や歯科といところについては従前どおりされていくという、そういう理解でよ

ろしいんでしょうか。

【医療保険年金課長】そのとおりでございます。我々も既に非常勤5名雇ってやっているんですが、そこが医科・歯科はやっているんですが、非常勤職員が賄えない薬剤加算は職員が手でやっていたのを、新たな制度が来たので、ますます賄え切れないので委託する、そういう図式でございます。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】今、現在募集をかけていますよね。これはどっちになるんですか。ちょっと事業的なことなんですけど。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】今、募集をかけているのは、医科・歯科をやっている従来の非常勤職員が1人退職ということが出てきましたので、これは補充募集の意味でございます。きょうお諮りするのは別途、委託業者さんが有資格者を派遣といいましょうか、こちらへ赴いてやるということにして、募集ではございません。

【会 長】はい、どうぞ。

【赤羽委員】これも個人情報の方じゃなくて、事業的な話の質問でちょっと恐縮なんですけど、例えば、いわゆる緊急経済雇用対策の部分で、今そういった分でこういった部門を募集すること、結構いいことなんですよね。だから、もちろんこれは委託先で入札で決定するというのは、事業的にコストの部分の考えると当然なんですけども、例えば、こういったものを区内の人たちを雇ってというようなことも視点的には、こういうふうに入札先と決定されていますけど、そういった視点もどうなのかなということもあると思うんですけど、どうですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】ご指摘のとおりでございます。今年度についてはもうやっていかないとお返しする事務が間に合わないのをやるのですが、その後につきましては緊急雇用の関係も含めまして、どういう形がいいか、まだ検討の余地もございますので、ちょっと内部で検討させていただきたいと存じます。絶対に今後そうするというだけでもございませぬので、これは区内でちょっとかみ砕かせていただければと存じます。

【会 長】はい、どうぞ。

【ひやま委員】すみません。情報保護対策の2番目として、業務終了後、提供した情報を返却させとございますが、先ほどのご説明で1日6時間で、月にして延べ7日間という期間でご説明いただきましたけれども、その7日間で業務が1クール終了するというので、リストを返

却するのか、それとも、その辺はどういう形で。

【会 長】どうぞ。

【医療保険年金課長】これは日々返させていただきます。レセプトというのは病院から月々、月まとめでどんと来るものですから、7日間で確かにいいんですが、薬剤の対象者リストというのを紙ベースで提供させて、終わりましたら職員が回収してしまうということを毎日繰り返すという形でやらせていただきます。

【会 長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】委託から派遣ということですので、その委託期間というのが書いてないので教えてほしい。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】これからきょうご了承いただければ契約に入るわけですが、金額的にいいますとことしは10万円程度のものでございますので、見積もり合わせということですが、これはこの審査というのは専門の資格がないとできないという仕事でございますので、そういったことを受けられる業者の中から選定という形でありますので、まだ現在は決まっていないという状況でございます。

【鍋島委員】いや、違う。委託の年限につきまして。

【医療保険年金課長】「キカン」って、そっちの「期間」ですね。失礼しました。

【鍋島委員】音声が同じね。

【医療保険年金課長】はい。これは、年度年度の契約が区のルールでございますのでやるんですが、この制度が高額医療費がある限りは、ずっと今後続けていく予定でございます。

【会 長】どうぞ。

【鍋島委員】1つの業者に1年とか2年とかでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】これは1年ごとの入札ということでございますので、よっぽどその特殊性の業者指定理由がない限りは、極端に言うと毎年変わっていくという可能性もございます。

【鍋島委員】ありがとう。

【会 長】ほかにありましたらどうぞ。よろしいですか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】ありがとうございました。

それでは、資料51にまいります。資料51「出産育児一時金の直接払制度支払業務委託及び再委託について」でございます。

ご説明お願いいたします。

【医療保険年金課長】それでは、続きまして資料51の「出産育児一時金の直接払制度支払業務委託及び再委託について」ご報告申し上げます。

ページをおめくりいただければと存じます。事業の概要でございます。これは従来から出産育児一時金というのは制度としてありまして、かつては現金でお返しする、あるいは口座振替にする、あるいは区と医療機関で直接受取代理制度といたしまして払っていた制度があったわけでございますが、本年の10月1日以降の出産から、今度は全国的に直接払制度という言い方をしているんですが、病院から国保連を通じて直接、要は医療費と同じように支払うような制度ができました。これにつきましては、全国一律に国の指示によりまして、国保連合会へ事務をさせるというようなことがあったことに伴って、その事務を委託するというものでございます。また、詳しくは次にご説明しますが、そのうちの一部のデータにつきましては、国保連合会がさらに再委託をさせて、データの入力作業を行わせるという事業の内容でございます。

おめくりいただければと存じます。報告の事項でございます。「出産育児一時金の直接払制度支払業務の委託について」でございますが、当課の保有しているものを国保連合会に委託をするというものでございまして、委託の項目については記載のとおりでございます。

委託理由も先ほど申し上げました国の一律の指示により委託させるものでございます。それと委託の内容につきましては、この直接払いについての情報を病院から受けて、そしてその代理額を国保連が医療機関に支払うというような支払業務の委託でございます。それから開始の時期でございますが、承認後、11月以降実施をさせていただければと思います。それから委託に当たりまして、区が行う情報保護対策につきましては、別紙に付してあります特記事項によりまして、個人情報の保護対策をとらせていただきます。また、受託事業者に行わせる個人情報保護対策につきましては記載のとおりでございますが、個人情報保護の先方の規定もございまして、そこについては遵守、厳守をさせ、保護させるというものでございます。

続きまして、1ページ飛びまして再委託でございますが、「出産育児一時金の直接払制度支払業務委託における電算処理の再委託について」ということでお諮りをいたします。

これにつきましては、先ほどの委託事業のうち、ほとんどが電子データで処理するわけでございますが、国保連合会も都内全域の800保険者の分を処理するということもありまして、紙で提供を受けた請求書の業務に限りまして、さらに委託をするというものでございます。委託

の業者名が、戻っていただきまして委託先でございますが、株式会社電算、株式会社インフォメーション・ディベロプメントと申しまして、ここにつきましては、国保連合会が選定した事業者となるものでございます。それからまた戻りまして、委託の内容につきましては、重複してしまいますが、紙データのみデータ入力処理ということでございます。それで、時期につきましては、11月以降の処理を承認をさせていただければと思います。

それから、区が行う情報処理保護対策でございますが、区と国保連の委託の際の特記事項に再委託の条項がございますが、そこについて必要な措置を講ずることを付加させていただきます。また、受託業者につきましては保護対策につきましても記載のとおりですが、再委託先につきましてはプライバシーマークを取得している事業所ということでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【会長】ありがとうございました。

それでは、どうぞご発言ございましたらよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ、赤羽委員。

【赤羽委員】これもちょっと個人情報ということでなくて、結局、私たちが昔からこれはお願いしていたことが、もうこれは本当にやっと一時、直接にももらえるようになった。先に自分で出産金を、出産からお金を払って、後からお金をもらっていたというものが、やっとうこういうことが目の目を見たわけじゃないですか。これって、例えばそんなに大変なことだったのかみたいだね。こうやってしまうと非常に申しわけないんだけど、これはやって本当にありがたいんですけど、普通の医療費の仕組みをちょっと枠を広げればよかった。出産が確かに保険のあれがないということであれですけど、ちょっとこれは枠を広げてもらえば、もう5年も10年も前にできた話だったんじゃないのかなんてことを思っているんですけど、事業自体の話をして恐縮なんですけど、ちょっと教えていただけますか。

【会長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】我々医療の現場じゃない、保険者としてもこの制度は非常に現金を扱わないということで助かっているんですが、1つここまでかかった理由は全国決済制度で、膨大なシステム改修が多分必要だったということが推察されます。特に明確に公式にはこういう理由でというのは言われてはいないんですが、かなりそういったことがあったということとともに、受け入れる医療機関も、例えばちょっと問題になったのが、この制度になりますと、月分ごとにまとめて、翌月審査があって、その翌月に振り込むということは、やはり医療機関側の

資金のおくれということも、実はこの制度ができて全部のお産をする機関がここに参加しているわけじゃないんですね。やはり早く収入が欲しいというところにつきましては、現金でというところもあるやに聞いてございます。ただ、それにしましても、今ご指摘があったようにお産をするご家族の方について、一たん数十万円立てかえて、後でというところは相当解消されてきたということですので、確かに随分時間はかかったわけでございますけれども、それでも一歩、これとともに金額も上がったわけでございますが、子育て支援のほうから見ても大きく前進しましたし、事務の負担もご本人たちも役所に来て申請してなんていうこともなくて、非常にいい制度になったということでは、やっとお待たせしましたという感じでございます。

【会 長】どうもありがとうございました。

ほかにございますか。だれか。

はい、どうぞ、林委員。

【林委員】この受け取るほうの医療機関の話で、課長のやられているお仕事とは直接的な関係ないのだと思うんですけども、医療機関のほうでの個人情報保護のそういうような縛りというものは何か、これの関連ではあるんですか。

【会 長】はい、どうぞ。

【医療保険年金課長】これの関連では直接特化しているわけではないんですが、そもそも、ちょっとすみません、法律は正確じゃないんですが、医療法とか医師法で包括的な守秘義務は医師にかかってございますので、その一環ですので、格別ここで何か守秘義務を講じたというのは、我々の知っている範囲ではございません。

【会 長】ほかにございましたら、どうぞ。よろしいですか。

では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【会 長】どうもご苦労さまでした。どうもありがとうございました。

きょうはめずらしく、少し時間がございます。何かご発言がございましたら、どうぞ、どんなことでも結構ですが。この制度なり、ほかの問題なりで、どんなことでもご発言ございましたら、どうぞお願いいたします。

【鍋島委員】1つお願いなんですけど、委託についてはやはりその委託が1年だとか2年だとか、それを入れていただいたほうがわかりやすいと思います。各事業ごとに。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】委託につきましては、基本的に例えば11月、本審議会承認後、以降継続とい



う場合で、基本的には役所の仕事は年度単位なので、すべて1年間なんですね。4月から3月までの1年間の委託という形に。

【鍋島委員】なお書きも書いていなければ、1年間とっていいと。

【医療保険年金課長】そうですね、はい。

【鍋島委員】特に2年のときは、2年とか書く。

【医療保険年金課長】そうです。例えば時限的な、きょうのですと定額給付金ですとか、子育て応援特別手当ですとか、そういった時限的なものは期限が決まるわけですけども、終了するまでとか、それ以外については1年というふうにご理解いただければと思います。

【鍋島委員】はい。ここのところがちょっと、事前にわからないので。

【川村委員】今度、1月20日の審議会で、学校イントラネットのご報告いただくということなんですが、前議論したときにいろいろ意見があったところだと伺っているので、今回も資料は早目にはいただいたんですけども、全体として早目にはいただいていると思うんですけども、もし可能でしたらなるべく早くいただければ、よく勉強してから来れるなと思って、可能な限りでよろしくをお願いします。それも委員の皆さん全員ということだと思う。

【区政情報課長】はい、了解しました。

【会 長】どうぞ。

【林委員】そのイントラネットの件でよく私も覚えているんですけど、あれは現在あれなんですか。途中経過では、まだ購入はしていない、それとも一歩ずつ台数はふやすというのか、どういうふうに。あの事業自体は、とまっちゃっているんですか。

【区政情報課長】今システム構築中で、実はこれは、いろいろ経緯が。前回のものもありましたけど、その後、国の補助金の関係ですとか、そういったものでかなり台数が動いたりですとか、またそれも今度は政権交代があったりとか、いろいろ経緯がたくさんあって、非常に現場も苦労しているのが現状です。そういったものが、あわせてご報告できると思います。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】私はちょっとあれなんですけれども、そういう形で激しくいろいろ世の中ご時勢で動いていますし、今言われたようなこともあるんですけども、当この審議のせっきく皆さんが審議されたのが結果としてこういうふうになりましたというようになる前に、要するにペンディング事項、未決の事項のものについてはやっぱり数カ月たっちゃって来年の1月のお話というよりか、途中でもってあれしないと何のための審議かなというふうに思うところもあるんですけども、できればこの審議の一つのあれとして私なんか区民として思うのは、別途こうい

う中から何人かの方が別に小さい、例えば小委員会みたいなものをつくられて、緊急のあれについては、すぐ審議委員の方も加わった形での審議をされていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、要するに出てくるたびにすべて決まっているという形になっていると、後から、じゃその件はよろしく願いますという形の進め方が、これが本当に正しい姿なのかなというふうに疑問を、ちょっと特にイントラネットのことも含めて、今お話を聞いたら、一応事業は進行中であると。進行しながらも、来年1月20日のときに報告いただいたときにはもうこうなりましたという形だと、審議委員としては審議というよりも報告を受けるだけみたいな形になっているみたいな感じがしますので、何とか途中でもって、審議というのはここに諮問というふうにも銘を打たれていますので、やられないとある意味、意味がないんじゃないかなと思いますけど、ほかの委員の方は皆さんどう思われるのか。

【会 長】はい、どうぞ。

【区政情報課長】学校イントラネットシステム自体についてお話ししますと、昨年度の第8回の審議会で一応ご承認という形はいただいております。そのとき、そういった今回のものについては大きな話でもありましたので、そのときの確認事項としまして、そういった進捗状況をご報告しますということで、次の審議会でご報告をさせていただくという形になっております。それが審議会ごとにそういったものがすべてご報告できればいいんでしょうけれども、やはりそういった中ですと、途中ではそういった形のものがまだ固まっていないですとか、そういったところもありますので、なるべくその都度という形に考えさせていただければと思います。

それからもう一つ、小委員会の話ですけども、実は新宿区の情報公開個人情報保護審議会条例では、第8条で審議会は審議の効率的な運営を図るため小委員会を置くことができる。小委員会の委員長及び委員は第3条に定める委員のうちから会長が指名するというので、会長がそういった必要があると考えた場合には小委員会を設けることができます。それは通常どういったものが想定されるかということなんですけれども、特別な何か検討事項があった場合とか、そういった場合に小委員会を設けるとするのが想定されるのかなというふうに考えております。

【会 長】はい、どうぞ。

【林委員】まず最初に学校イントラネットのコンピュータの増設についてなんですけれども、あのときにはたしか大勢賛成ではあったけど、一部やっぱり今のご時勢でもって全員に1台ずつふやすということはどうかということで、2名の方が反対をしているのは記憶にあるんですね。反対というとおかしいけれども、その意見を尊重した形での回答は早急にいたしましょう

という形になって、それが来年になると思うんですけれども、まだそれがペンディングの状態であるということが、どのようなご説明が来年いただけるのかなと思うんですけれども、それがまず1点です。

もう一点。今言われた小委員会のあれも、じゃ、特別な事項というのは、今やっているのは別に特別ではなくて、さらに特別があって、そのための小委員会なのかなと思うんですけれども、ほかに基本的にどうしてその小委員会というのは、確かに第8条に書いてありますから、どうしてこの小委員会というのはないのかなと思って、かねがね、全部私は読破してみたんですけども、確かに書いてありましたから、小委員会というのはかつて設けられたことはあるにはあるんですか。

【会 長】どうぞ。

【区政情報課長】過去に条例改正、個人情報保護条例の改正で小委員会が設けられたというのがあります。基本的には小委員会で検討ができるんですけれども、ただ、そういった決定をするのはあくまでも本審議会になりますので、小委員会で何かを決定するというのはいけません。ですから、そのたたき台とか、そういったものをご検討いただくという形になると思います。

【会 長】林委員のおっしゃることもよくわかります。けれども、私としては何かご発言があるのにそれを抑えて早く終わらせるということをしたつもりはございません。一回もないと思います。いろいろと不十分な点はあったかもしれませんが、その点どうぞご理解いただきたいなと思います。

それから、この小委員会の件ですけれども、こうやってみると、数の上で見るとそんな大勢の委員がいるんじゃないので、小委員会を設ける必要性は必ずしもないんじゃないかと思うんですが、問題によってはそうかもしれませんけれども、これだけの数だと、この委員会でやったほうがいいというようなことがあると思いますね。全体委員会で。例えば国の審議会なんかは、本当に50名、60名というのが委員でありますから、1人1回3分半ぐらい発言するのにやっとこさというようなことがあろうかと思えますけども、それから見ますと、これだけの数ですね。ですから、小委員会を開いても、また全体会議でまとめるとなると、大体同じようなことになっちゃうんじゃないかなという気もしないわけありません。今の林委員もどうぞご遠慮なくおっしゃってくださいね。それは大切なことですから。どうぞ、これが全部実現するとは限りませんが、ご意見はどんどんご意見として、どんどん出していただければと思います。

ほかに何かございますか。これだけスピードアップしても、これを全部こなすのは大変なこととございまして、きょうは割と時間どおりでしたけれども、委員会としては割と熱心にやっておられるほうじゃないかと思うんですけども、どうぞ先ほど来、ご発言は自由にさせていただいて、こういう時間があるときには、どうぞ今のようにいろいろとここに出していただければ本当にいいことだと思いますね。

はい、どうぞ。

【赤羽委員】なかなか、いつも時間のないなかで、感想としては私もまだこの情報公開・個人情報保護審議会のメンバーになって日も浅いんですけど、やっぱり、それぞれの各具体的な事業に関する個人情報の保護の立場の審議をするというのはすごく難しい話で、また私も議員でありながら、やっぱり情報としてこうやって渡されると、やはり表立った事業がないと全然違うものを見せられるわけですよ。これを理解するのも大変だし、またそれを一つの情報公開と、あと情報を今度は保護するという角度で論議することの難しさ。すごくやっぱり毎回、毎回、痛感しているんですね。それで、先ほども事業のことを質問する立場ではないんだけど、やっぱりその事業をしっかりと見ておきたい、情報をどうやって保護をするのかわからないのもあるので、あえて質問させていただきますけど、やっぱり、会長、会長は余りしゃべっていただけの立場ではありませんので、副会長とか山口先生なんかも専門家として毎回ご発言いただくたびに、ああ、そうかという、何か私たちはそういう、先ほどの職員の給料明細書、こちらから見ると公的なものなんだけど、やっぱり個人、個人から見るとあくまでも私的な個人情報だという視点も、おっしゃられる段階で、そのとおりだということで、副会長なんかにはぜひご遠慮なく発言していただければ、私たちも委員として啓発を本当に得るので、その辺がもう一步事業の質問からもう一步個人情報保護という質問に私たちも深まっていきたいという、委員会としてね。そういうことでありますので、ぜひ副会長の忌憚ない、こちらは意見を賜りたいという思いでございますので、きょうはちょっと。

【会長】ほかにございますか。

はい、どうぞ。

【林委員】私が思うのはほとんど我々が審議させていただいているものの大半の内容は、外部委託、民営化、それから要するにそういうことで、区の手を離れて全部システムって、ほとんどシステム開発、あるいはいろいろ制度、あるいはシステムを外部に委託していくという話なんですけども、どうもそういう形だなと。基本的には目に見えない、ここに直接説明に見える方以外、あるいはこの委員の皆様以外に全然目に見えない委託業者というのが一番の

問題点で、この人たちが今後問題を起こすにしろ、起こさないにしろ、正々といくにしろあれだと思しますので、審議会、私なんかとしては、一番最初、冒頭に申し上げたとおり、外部委託のあれについては終始一貫、いろいろ問題はそこから出ているという認識があるものですから、そのことを副会長の前で本当に申しわけない、僭越でございますけれども、判例なんかを好きなもので読みますと、今から2年前の判例でもって、大津のほうの判例ですけれども、最高裁の判例が出ていまして、要するに審議会にかかった審議事項でもって正々事業をやっていたところが、その外部委託を受けた業者がそれを要するに一部の議員さんと一緒になって流用したわけですね。要するに個人情報を利用したということ、それを区民が知って、それでもって区を訴えてきたということで、それがついに最高裁まで行ったんですけれども、基本的にはそれは区は負けたわけです。要するにそれはちゃんと保護、コンプライアンスを最後まで見通せなかったということになっていきますので、どうも、そういうものを読んだ上で私はこの委員ということのあれがあったものですから、やっぱりそこでお話、これを見るとかなり外部委託がほとんどの話になっていきますので、今後はやはり行政の皆さんも心して、こんなことを言ったらまことに失礼なんですけれども、第三者と契約していく場合には、まず今、国でも問題になっていますけども、競争ということが大原則にしながら正々堂々とやっていかないと、何のための審議かという形になるような気がしますので、自分がそれに関したものになっては絶対出たくないと思しますので、ほぞを固めておる次第ですので、今後ともよろしく願います。

【会 長】ありがとうございました。

ほかには、ございますか。

具体的な問題が起こった場合にはそれをご報告いただいて、そういう問題を起こさないような方法を考えることだと思うんですね。その場合は前もって、制度の趣旨を前もって考えていくということも大切ですけども、さらには実際に起こった問題に関して、もう起こらないようにするといったようなことも有益なことだと思います。したがって、そういうケースに対しましては、どうぞこの委員会にどんどん出していただきたいと思いますが、そんなにどんどんあったら困りますけれども、どうぞご報告をお願いして、委員会のほうで審議させていただければと思います。

ほかにはございますか。

では、せっかく早く終わったわけですから。

【区政情報課長】それでは、最後、事務局からちょっとお知らせだけ。

次回の審議会ですけれども、最初にお話ししましたように、来年1月20日、水曜日の午後2時からということで予定をしております。場所につきましては、本日と同じ第2委員会室となりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】ほかにございますか。

それでは、きょうは本当にどうもありがとうございました。

午後3時52分閉会